

	現行法	民主党案
養殖漁場の改善	(1) <u>餌料の投与等により生じる物質のために</u> (2) <u>養殖水産動植物の生育に支障が生じる養殖漁場において、</u> (3) <u>物質の発生の減少又は水底への堆積の防止を図る</u>	(1) (これに加えて) 使用される薬剤 (2) (これに加えて) 養殖漁場水域における生態系の維持 (3) (これに加えて) 薬剤の使用の制限若しくはその影響の緩和
持続的な養殖生産の確保		「水産動植物の生育環境の保全」を打ち出す
生態系に関する学識経験者の意見聴取		基本方針の策定等について、水産動植物の生育環境の保全を行う観点から、水産政策審議会の意見を聴取する
水域調査		都道府県知事は、養殖漁場水域の水質その他の水の状態、水底の底質、生態系に関する調査を行う
薬剤使用の報告		都道府県知事は、漁業協同組合等に対し薬剤の使用状況を都道府県知事に報告を求めることができる
改善指示	漁業協同組合等が基本方針に即した利用を行わないため漁場の状態が著しく悪化している場合に勧告	都道府県知事は、漁業協同組合等が基本方針に即した利用を行わず、改善が必要と認められるときには、改善のための指示を出すことができる
漁業権制限等及び改善命令	勧告に従わない場合は公表できる公表された後なお改善しない場合に漁業権制限等	指示に従わない場合には、公表でき、また、漁業権制限等をもすることもできる 漁業権制限等のほか改善命令もかけられる
報告徴取・立入検査	特定疾病のまん延の防止のみ	養殖漁場の改善についても導入
援助	一般的な指導・助言の規定のみ	認定養殖漁場計画の達成に必要な資金の融通のあっせんその他の援助についても規定